

第4期酒田市地域福祉計画策定に関する第2回懇話会 議事録

日 時：令和3年10月29日（金）午後1時30分～午後3時50分

場 所：酒田市役所 第三委員会室

出席者：阿部 直善委員、五十嵐 京委員、小野 英男委員、小関 久恵委員、
小山 憲樹委員、佐藤 次雄委員、佐藤 春好委員、佐藤 やす子委員、
須田 和子委員、西田 不二郎委員、堀 まり委員

欠席者：齋藤 学委員、村上 幸子委員

事務局：市出席者

健康福祉部長、福祉課長、子育て支援課長、健康課長、介護保険課長、
まちづくり推進課長、福祉課長補佐、福祉課地域福祉係長、福祉課地域福祉係主事
酒田市社会福祉協議会出席者
常務理事兼事務局長、事務局次長兼地域福祉課長、地域福祉課長補佐
地域福祉主査兼係長、地域福祉係主任

傍聴者：0人

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 第4期酒田市地域福祉計画の基本的な考え方（案）について（福祉課）

(2) 第4期酒田市地域福祉計画体系（案）について（福祉課）

(3) 酒田市再犯防止推進計画（案）について（福祉課）

(4) 酒田市成年後見制度利用促進計画（案）について（福祉課）

(5) 第4期酒田市地域福祉活動計画体系（案）について（社会福祉協議会）

(6) その他

4 その他

5 閉会

3 協 議

- (1) 第4期酒田市地域福祉計画の基本的な考え方(案)について(福祉課)
- (2) 第4期酒田市地域福祉計画体系(案)について(福祉課)

委員：基本理念で(地域)共生社会という、社会的に求められている考え方が明確に打ち出されたことは評価できる。

総合計画から持ってきている基本理念の文言で、以前から違和感があったのが、先に「共に創り」とあるのに、後でも「お互いが支えあう」としている点。簡潔にするには「共に創り、支え合う」でも良いのでは。文章のつながりを含めて検討いただきたい。

基本目標Ⅰについて、説明として「地域の中での人とつながるまちを目指」すとある。イメージはできるが、この前の総合計画審議会の中で、ある事に関して飛島の課題とある所の課題でコラボして何かできるのではという意見もあったものだから、そういう意味にもとられかねないので、表現の仕方の整理をお願いしたい。

基本目標Ⅱについて、普通は福祉「に」となるところが、「が」とされていて、「福祉」が主語になっている。単に物事が発生するのを待っているのではなく、声なき声を拾って、課題にむしろ積極的にアプローチしていくという意味だと受け止めたがその認識で合っているか。

また、ここでいう「共助」はどういう意味で使っているか。例えば地域包括ケアの考え方では、医療制度や社会保険など国民も国も負担することを言っている。定義がきちり定まっていない言葉を使ってよいのか。「公助と公助の連携」とあえて言う必要があるのか。縦割りを廃するという意味でこういう言い方をしているのだと思うが、そうなのであれば素直にそう書けばよい。「共助と公助の協働」についても、地域や団体、行政が連携協働しあう、等と書けばよい。あえて共助などの言葉を使う必要はない。

基本目標Ⅲについて、もちろん健康であるに越したことはないが、そうでない人であっても、地域に住み続けたいと思えるために、福祉がつながることが必要だということではないのか。

地域福祉の圏域について、圏域ごとに実施主体と活動があり、それを明らかにしている点は良い。しかし、隣近所、自治会、コミセン等すべて日常生活圏域であり、むしろ日常生活圏域ということ全体を縦軸として置くべきではないか。

事務局(市)：様々な意見をいただいたので、内部で整理したい。文言については、内部で検討した以上のことをご意見として頂戴したので、そこも含めて、理念としてどの程度記載していくのか、検討した上で計画に反映していきたい。

圏域については、内部でも日常生活圏域の捉え方について、介護の包括支援センターの考え方であって一般市民にはなじみにくいのではという意見もあった。合併当時の中学校区が日常生活圏域と一致するものととらえているが、表し方として、どのような形がよいかは

検討したい。

委員：つながるという言葉からは、対等な関係という印象をうけるが、つながるだけではなく、実際の課題を解決するところまでいかないといけない。つながっている同士では弱い感じがする。悪くはないが、つなげ、～するといった、結論に導く言葉遣いにできないか。

市の計画と社会福祉協議会の計画の整合性について、前回計画よりだいぶ改善している。しかし例えば成年後見制度利用促進基本計画について、支援センターの設置を市では設置と銘打っているが、社会福祉協議会では検討としていて、まだずれがあるかなという感じがある。

会長：理念としては良いが、目標としたときにはもう少し具体的な行動まで出てくる方がよいのではないかというご意見。

事務局（市）：具体的な施策を記載する段階でもう少し書き込めるかどうか検討したい。

委員：第3期計画との関係で、今期計画との対応関係がよくわからないところがある。例えば第3期計画の基本目標Ⅰの1など。第3期での記載に問題があったとすれば削除は当然だが、記載漏れであれば、追加していただきたい。

会長：市としてはどのような整理をされているのか。

事務局（市）：今期計画では、3期計画を引き継ぐこと以前に、ガイドライン、各個別計画の重点項目を盛り込むことを念頭に置いており、上位計画としての位置づけからの視点で考えている。

3期計画の内容はほぼ網羅しているが、分散しているため、矢印を引いて関係性を示すことができなかった。

漏れが無いように記載しているつもりだが、例えば3期計画の基本目標Ⅱの1では、主にハード面についての内容が記載されていたが、4期計画では今のところ記載していない。細かいところでは3期計画であったものが無いということがありえるが、個別計画の上位計画として、あくまで重要項目を記載するということで考えている。

委員：計画期間内での、取り組みの実現までの時間的目標を設定しているのか。1年目にこれを実現する、2年目のいつまでにこれを、というような。

事務局（市）：今のところ計画期間内にというところにとどまっている。

委員：今必要なもの、早急に達成しなければならないものを位置づけないのか。

事務局（市）：すでに取り組み始めていて、その良いところを伸ばすという形になるものもあり、取り組みに時間的な目標を示すことはしない予定でいる。

委員：事業所と契約しさえすればすむようなものもあるわけで、具体的なことを煮詰めていけば時間的に5年はかからずにできるので、それに向けて進めていくというくらいは記載できるのでは。

事務局（市）：3期計画はビジョンということになっており、方向性を示すというもので、地域活動計画はアクションプランとして具体的な活動を示していた。今期計画でも方向性を示す形を考えている。そのため年度を区切っていつまでに何をというものはならない予定でいる。

委員：前回社会福祉協議会の計画評価で、B、C評価が多く、達成できなかったものが多かったが、それは達成を計画期間内で先送りにしていくからではないかと思った。そういうことがあるので、5年の間で時間を区切って考えて取り組んだ方が良いのではないか。

会長：活動計画の方はアクションプランなので年度ごとに具体的計画を立てているが、地域福祉計画は他の計画の上位計画ということがあるので、少し大きな理念的な位置づけになっているということが良いか。

事務局（社会福祉協議会）：前回計画では、年度で区切って計画を作っていた。今期計画については、どのように記載していくかということまでは詰められていない状況。ただ、中間年での評価は行う予定であり、そこで評価をするのか、年度ごとにするのか、もう少し時間をかけて検討していきたい。

委員：つながるということについて、基本目標としてはこれでよいと思う。ただ、つながるだけでは解決しないので、つながることで支えあう仕組みなどが出来ていくような計画にしていくことが大事。資料2に、総合相談窓口の設置について記載がある。相談する人というのは、解決への道標がある人。一方で、相談に行かない、行けない、しかし問題を抱えている、あるいは抱えていることにも気づけない人達が確実にいる。総合相談窓口と地域で活動している人たちの情報がつながっていくことで、相談、解決のルートに乗れるようにすることが大事。

事務局（市）：市民だけが相談にくるのではなく、民生委員や自治会長、地域包括支援セン

ター、それぞれの機関で抱えていて対応が難しい事例があることは承知してきたが、なかなかそこに手がつけられないできたという状況。ただあまり最初から大風呂敷を広げても、結局達成できなくなってしまうことが懸念される。むしろ地道に今の状況でできることから始めていきたいと考えている。5年間の中でどのような形に完成していくかは、これから内部で協議していきたいと考えているが、そこで公助と公助がつながるとい部分も生きて来る。福祉部門だけで解決できる課題だけではないので、その点を含めてつながる仕組みを作りたいと考えている。

会長：圏域が明確に示されたことで、どの部分でだれがどんな風に頑張れば良いかを検討していく上で、足がかりにできるものがあるのは良い。ニーズをつかんでいく仕組みづくりの上でも、その中での補い合いや連携、つながりということが重要になってくる。圏域を分けるだけでなく、その中での連携イメージも加えられないか。今の図だと、圏域ごとにそれぞれ取り組まなくてはならないような印象をもってしまう。

基本目標の中で、互助がどこになるのか分からなかったが、基本目標Ⅰがそれにあたるのか。住民同士のつながりと、専門職の支援のつながりと、相互のつながりも見えるようになるとう良いのではないか。

委員：包括支援センターでは、日常生活圏域ごとに活動して、地域の高齢者の課題や総合相談を受けている。地域課題を地域の方々と話し合った後に、なかなかそれが解決の具体的な動きに向かっていかない苦しさがある。地域の課題は横断的なものが多いために、行政での担当課が違ったりすると、先にむすびついていかない。行政の中でのつながりが伝わってくる表現があると安心して活動できる。キャッチしたニーズを、いろんな所で補い合いながら取り組んでいける体制をイメージできるような体系図になると良い。

事務局（市）：民生委員や自治会長、地域包括支援センターなどからの相談も受け付けるような場所としての総合相談窓口の整備の方向性について、基本目標Ⅱの4の（1）に記載したいと考えている。

（3）酒田市再犯防止推進計画（案）について（福祉課）

委員：主な課題として、住居や就労などの生活基盤がしっかりすることが重要とあるが、犯罪をした者等が自力で就労することは困難であると付け加えてもらいたい。

施策の柱の1の（2）について、「就労」の後に「就学」を加えてほしい。柱の2の（3）について、保護司の人材育成とあるが、人材確保・育成としていただきたい。また、柱の3に保護司等への表彰制度の拡充についても入れられないか。

居場所づくり等の実施について、記述がないので付け加えてもらいたい。酒田飽海地区保護司会では、中学校を訪問して社会を明るくする運動の啓発活動、学校との懇談会等を行っている。毎年輪番で作文募集をして、表彰、文集発行している。今年度からは幼児対象の塗り絵募集も追加して、来年度以降は展示会も計画している。保護者向けの啓発としても意義があると考えている。これら現在の活動を踏まえて就学支援、非行犯罪防止の取り組みがさらに前進するような計画になることを期待している。また、各相談窓口の連携強化をお願いしたい。コロナ禍で、社会の状況がどう変わっていくかわからないが、それに対応できるような福祉体制であればと思う。

事務局（市）：出来る限り計画に反映するようにしたい。ただ、協力者への表彰制度については、項目で設けるかどうかは検討させていただきたい。

委員：再犯防止の対象者についても、総合相談窓口があれば解決に結びつきやすくなるかと思うので整備をお願いしたい。

委員：主な課題について、犯罪をした者等が地域で暮らすことに対する意識が薄いとあるが、主語がわからない。

施策の柱2の（2）で、個人の特性を原因とする犯罪行為とは何を指しているのか。

また、柱3の（2）の、社会福祉ネットワークの構築は市が中心となってやるのか。

それと要望だが、統計的な数字、出所者の人数といった量的な根拠を示しながら計画を作ってもらいたい。

事務局（市）：主な課題の主語については、住民ということで捉えている。地区での意見聴取会での意見をうけて福祉課でまとめたもの。

個人の特性については、国でも使われている表現で、薬物依存、ギャンブル依存など人それぞれの特性ということ。

社会福祉ネットワークについては、市が主体となって関係機関に呼びかけながら、連絡会議などを行い、そこを基点として構築していきたいと考えている。

現状について、令和2年度時点では保護観察を受けている人は39人。県の保護観察所提供の資料によるもので、28年度以降40人前後で推移している。

委員：特定の特性を持つ人が犯罪に走るのではなく、だれもがそこに陥りやすい環境というものもある。特定の特性を持った人が犯罪しやすいから注意するという話ではないので、誤解されないようにしないといけない。

委員：例えば認知症の方がスーパーに行って、商品を一個、お金を払わず持って帰ったとい

うことはよくある。当人には盗んだ自覚はなく、繰り返される。店側でもそれをわかっていて警察沙汰にはしない。個人の特性による犯罪行為についての理解としてこういう事を言っているのであれば理解できる。

会長：犯罪者特性という文言は、人に原因を求めすぎている印象。犯罪にいたる環境要因などもあるのではないか。

事務局（市）：文言については、国や県の計画とも照合して精査していきたい。

（４）酒田市成年後見制度利用促進計画（案）について（福祉課）

委員：高齢者福祉施設で働きながら後見人を受任していたが、仕事の延長でそれほど苦勞なく取り組めた。また、社会福祉士会ばあとなあの会員として、会員相互の情報交換があり、組織に入っていると助かることが多かった。

後見制度は制度上、被後見人が生きていた間の制度だが、亡くなった際の対応なども実際的にはやらなくてはならない。計画として一般の市民後見人の育成ということをあげているが、相当の支援がなければ挫折することが予想される。受任後も相当のフォローが必要になってくる。社会福祉士の有資格者のいる事業所の協力も得て、そういう人達が法人の理解の下受任する方法が一番やりやすいのではないか。

現実的には、規模の大きい社会福祉法人に法人後見をお願いする形にしたらどうか。ただし法人後見の場合、自分のところの人は後見受任できないので、そこで相互協力が必要になってくる。そこに市が入って調整する形になればよいのでは。

成年後見支援センターが相談窓口等の役割を果たすと思われるが、出来るだけ早く設置してほしい。

利用助成について、酒田市ではハードルが高く厳しい。本人から報酬をもらっていない方も多い。計画５年間でということではなく、市民が求めるものをいち早くとりこんでほしい。

事務局（市）：担い手確保育成について、貴重なご意見をいただいた。そのような方向も検討していきたい。また市職員でも社会福祉士の有資格者がいるので、一事業所として貢献できるか検討していきたい。

成年後見センターについては、国でも小さく作って大きく育てていくという方法を勧めているので、できることから進めていきたい。

利用助成については、現在も実施しており、今年度には対象を市長申立て以外の方に拡大する改正を行った。今後も利用しやすい制度に向け見直しを進めたい。個別の案件についてはそれぞれの事情もあるかと思うが、助成基準も設けられているので、一度ご相談いただけ

ればと思う。

委員：ニーズの増加に対して受任できるものが少ないということだが、その事実を担保する数字がない。いずれ記載されると思うが、例えば福祉サービス利用援助事業の利用者推移や、民生委員の調査している単身高齢者、高齢者世帯等の推移など、背景となる数字をあげてもらいたい。

委員：社会福祉士資格をとってばあとなあ协会会员になるには、5日間の研修を受けてレポートを提出する必要がある。今はもっと大変。社会福祉士だからといって後見人になれるという現実でもない。職場の理解も必要になる。一朝一夕にはいかないだろう。

(5) 第4期酒田市地域福祉活動計画体系(案)について(社会福祉協議会)

委員：福祉出前講座の普及とあるが、これは市の出前講座とは別のものか。

社協：ここでいう出前講座は、社協を含めた社会福祉法人が連携して行っている。昨年度からはじめたもので、その取り組みをさらに推進しようとするもの。

委員：様々なボランティア活動に携わってきたが、参加者が高齢化している。先日の障がい者アート展の時は個人ボランティアや高校生のボランティアなども参加してくれ、心強く思った。出前講座などで福祉の心をはぐくむという部分があるのは良いと思った。

委員：アクションプランで、地域の支え合い活動や課題解決の取組の立ち上げなどへの支援とあるが、具体的にはどういうイメージか。

社協：支え合い活動としては例えば琢成地区のよろずや琢成や、日向地区の支え合い除雪ボランティア活動などが実施されたが、前段として地域ワークショップ等を開催しており、その段階から社協も参画して支援を行っている。また、市でも地域支え合い活動の立ち上げに関して補助金がある。そういったことを含めて、活動の立ち上げに初期から支援を行っていくということを記載したもの。

委員：自分たちの地域にどんな課題があり、それをどうやって解決していくかを、話し合いながらまとめていくやり方だが、まちづくり推進課の地域ビジョン、介護保険課の総合事業、福祉課の地域支え合い活動推進事業と、3つがそれぞれ地域に働きかけをしている。その3つを整理しながら進めていこうとしているところ。

委員：協議のはじめの方で話題になった基本理念の文言や、圏域については検討することになったのか。

前回から比べて良くなったことは、社協と市の計画が連動した形になったこと。役割分担をしながらやっということで、責任をどこが持つかわからないというところはあるが、まずは一緒になってやっという姿勢が見えた。

成年後見の関係で、社協では福祉サービス利用援助事業から移行した人を法人後見で受けているのだと思うが、今後はそれ以外の方も受けていくということか。

社協：従来から、福祉サービス利用援助事業からの移行した人以外でも後見を受任している。現在17件を受任しており、今年に入って急激に増加した。現在の職員体制では厳しい状況。成年後見センターをどういう形で立ち上げるかは市の考え方もあるが、社協としての体制整備をしながら、福祉サービス利用援助事業からの移行だけでなく個別の受任も引き続き行っていきたい。

委員：年間20件程度後見申立があるとすると、弁護士や司法書士等の受任も限られているし、本人の所得により福祉で受けざるを得ないケースも多く出てくると思われるので、頑張ってください。

事務局（市）：基本理念、基本目標、圏域については、本日いただいた意見を踏まえ再度検討し、次回懇話会でお示ししたい。

委員：資料5-2に、CSR活動と記載があるが、何か。

社協：企業が行う地域貢献社会貢献活動のこと。その活動と社協の地域福祉活動との連携を推進していく。

委員：(資料1) 民生委員協議会とあるが、民生委員・児童委員協議会に訂正お願いしたい。

(6) その他

4 その他

5 閉会